

平成20年度
科学研究費補助金公募要領
(新学術領域研究)

平成20年2月27日

文部科学省

募集の趣旨

既存の研究分野の枠に収まらない新興・融合領域や異分野連携などの意欲的な研究を適切に見出し支援するために、従来の「特定領域研究」と「学術創成研究費」を発展的に見直し、学術の水準の向上・強化につながる新たな研究領域や革新的・挑戦的な学術研究の発展を促すことを目的とする研究種目として「新学術領域研究」を新設し、本公募要領により募集を行います。

「新学術領域研究」には、従来の「特定領域研究」のメリットを活かした「研究領域提案型」と、課題単位で従来の細目の範疇に収まらない挑戦的な研究提案を支援する「研究課題提案型」の区分を設定しています。

目 次

I	公募の概要	1
1	科学研究費補助金の目的・性格	1
2	研究種目	1
3	文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	2
4	科研費に関するルール	2
5	公募する研究種目	3
6	応募から交付までのスケジュール	3
II	公募の内容	4
1	研究種目に共通するルール	4
(1)	応募資格	4
(2)	補助金の適正な使用等	5
(3)	研究組織	6
(4)	経費	7
(5)	公募の対象とならない研究計画	7
(6)	重複応募の制限	8
(7)	応募書類の作成及び応募方法等	8
(8)	応募に関する相談	9
(9)	個人情報の取扱等	9
(10)	審査の方法・着目点等	9
2	研究種目のルール	10
(1)	新学術領域研究（研究領域提案型）	10
①	目的	10
②	対象	10
③	応募金額	10
④	研究期間（領域設定期間）	10
⑤	採択予定領域数	10
⑥	研究領域の構成	10
⑦	審査希望区分の選定	11
⑧	重複応募の制限	11
⑨	応募方法	11
	別表1 新学術領域研究（研究領域提案型）の新規の領域に関する重複応募の制限	14
(2)	新学術領域研究（研究課題提案型）	15
①	目的	15
②	対象	15
③	応募金額	15
④	研究期間	15
⑤	採択予定課題数	15
⑥	審査希望分野の選定	15
⑦	重複応募の制限	15
⑧	応募方法	15
	別表2 新学術領域研究（研究課題提案型）に関する重複応募の制限	17
	別表3 系・分野・分科・細目表	18
	別表4 「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧	20

Ⅲ 電子申請システムを利用した応募の手続	36
1 電子申請システムを利用した「新学術領域研究（研究領域提案型）」の応募の手続	36
(1) 研究機関が行う事前手続	36
(2) 領域代表者が行う事前手続	36
(3) 計画研究の研究代表者が行う手続	36
(4) 計画研究の研究代表者が所属する研究機関が行う手続	36
(5) 領域代表者が行う手続	37
(6) 領域代表者が所属する研究機関が行う手続	37
(7) 領域代表者が行う事前手続	37
(8) 計画研究の研究代表者が行う手続	37
(9) 計画研究の研究代表者が所属する研究機関が行う手続	37
(10) 領域代表者が行う手続	37
(11) 領域代表者が所属する研究機関が行う手続	38
(12) 問い合わせ先	38
電子申請手続きの概要<新学術領域研究（研究領域提案型）：応募時>	39
電子申請手続きの概要<新学術領域研究（研究領域提案型）：ヒアリング対象領域選定後>	40
2 電子申請システムを利用した「新学術領域研究（研究課題提案型）」の応募の手続き	41
(1) 研究機関が行う事前手続	41
(2) 研究者が行う手続	41
(3) 研究機関が行う手続	41
(4) 問い合わせ先	42
電子申請手続きの概要<新学術領域研究（研究課題提案型）>	42
Ⅳ 研究機関が行う事務	43
1 応募資格の確認	43
2 研究代表者への確認	43
3 応募に係る手続	43
4 科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条により文部科学大臣が 指定した研究機関の変更等の届出	43
Ⅴ 参考資料	44
1 平成19年度科学研究費補助金の交付状況	44
2 予算額等の推移	46
3 研究種目一覧	47
問い合わせ先	48

<別冊>

平成20年度科学研究費補助金公募要領（新学術領域研究）

（応募書類の様式・記入要領）

○研究者が作成する様式

1 新学術領域研究（研究領域提案型）

（1）領域計画調書

<「領域計画書」応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）>

応募情報（Web入力項目）画面イメージ（領域計画書）

<「領域計画書」応募内容ファイル（添付ファイル項目）>

様式S-1-18 領域計画書

（2）各計画研究の研究計画調書

<「研究計画調書」応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）>

応募情報（Web入力項目）画面イメージ（研究計画調書（計画研究））

<「研究計画調書」応募内容ファイル（添付ファイル項目）>

様式S-1-19 研究計画調書（計画研究）

2 新学術領域研究（研究課題提案型）

研究計画調書

<応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）>

応募情報（Web入力項目）画面イメージ

<応募内容ファイル（添付ファイル項目）>

様式S-1-20 研究計画調書（計画研究）

3 各種目共通

研究分担者承諾書

様式C-1-1 研究分担者承諾書（他機関用）

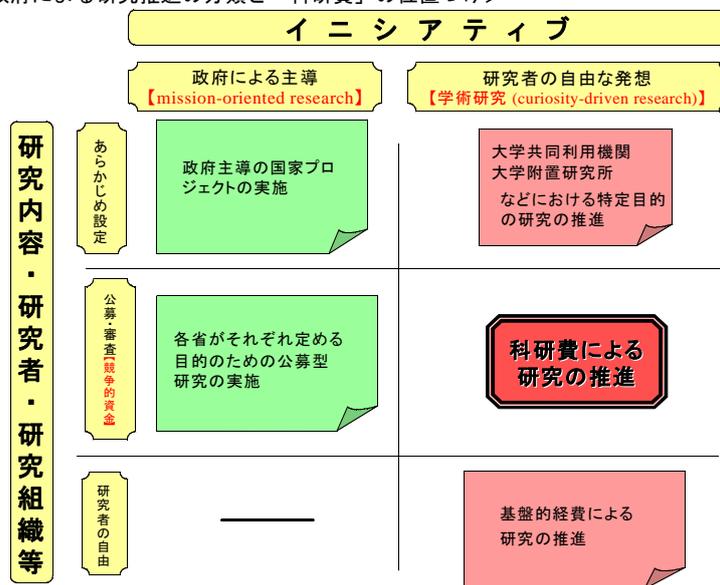
様式C-1-2 研究分担者承諾書（同一機関用）

I 公募の概要

1 科学研究費補助金の目的・性格

科学研究費補助金（科研費）は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピア・レビュー（専門分野の近い複数の研究者による審査）により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

<政府による研究推進の分類と「科研費」の位置づけ>



※ 科研費（1,913億円）は、政府全体の科学技術関係経費（約3.5兆円）の約5%、政府全体の競争的資金（約4,770億円）の約40%を占めています。

2 研究種目

研究機関が研究者に代わってその管理及び諸手続を行うものは、次の研究種目です。

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究（期間3～5年、1課題5億円程度を目安とするが、制限は設けない）
特定領域研究	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る（期間3～6年、単年度当たりの目安1領域 2千万円～6億円程度）
新学術領域研究	（研究領域提案型） 研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させる。（期間5年、単年度当たりの目安1領域 1千万円～3億円程度） （研究課題提案型） 確実な研究成果が見込めるとは限らないものの、当該研究課題が進展することにより、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性のある、革新的・挑戦的な研究（期間3年、単年度当たり1千万円程度）
基盤研究	（S）1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究（期間5年、1課題5,000万円以上2億円程度まで） （A）（B）（C）1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究（期間3～5年） （応募総額によりA・B・Cに区分） （A）2,000万円以上5,000万円以下 （B）500万円以上2,000万円以下 （C）500万円以下
萌芽研究	独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究（期間1～3年、1課題500万円以下）
若手研究	（S）42歳以下の研究者が1人で行う研究（期間5年、概ね3,000万円以上1億円程度まで） （A）（B）37歳以下の研究者が1人で行う研究（期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分） （A）500万円以上3,000万円以下 （B）500万円以下 （スタートアップ）研究機関に採用されたばかりの研究者が1人で行う研究（期間2年、年間150万円以下）
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成、研究助成に関する実験的試行
研究成果公開促進費	
研究成果公开发表	（A）研究者グループによる学術的価値の高い研究成果の社会への公開
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするもの助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員（外国人特別研究員を含む。）が行う研究の助成（期間3年以内）
学術創成研究費	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る（推薦制 期間5年）

3 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

平成10年度までは、文部省（現文部科学省）においてすべての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11年度から日本学術振興会への移管を開始しており、現在は、将来の完全移管に向けた過渡期にあります。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われており、今後も徐々に、移管が進められる予定です。

研究種目	応募・審査 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先)	交付 (交付内定・決定通知を行う主体、 交付申請書・各種手続書類等の提出先)
第1種科研費		
特定領域研究、新学術領域研究 特別研究促進費、 研究成果公開促進費（研究成果公開発表(A)）	文部科学省	文部科学省
第2種科研費		
特別推進研究、若手研究（A・B）	日本学術振興会	文部科学省
第3種科研費		
基盤研究、萌芽研究、 若手研究（S・スタートアップ）、 奨励研究、研究成果公開促進費（学術 図書、データベース）、 特別研究員奨励費、学術創成研究費	日本学術振興会	日本学術振興会

※ 平成20年度（予定）。

4 科研費に関するルール

(1) 科研費は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」等の適用を受けるものです。

(2) 科研費には次の3つのルールがあります。

- ① 応募ルール：応募・申請に関するルール
- ② 評価ルール：事前評価（審査）・中間評価・事後評価に関するルール
- ③ 使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

(3) 科研費の3つのルールは、第1種科研費、第2種科研費、第3種科研費ごとに次のように適用されます。

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
第1種科研費	文部科学省 公募要領	文部科学省 科学研究費補助金における評価に関する規程	文部科学省 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
第2種科研費	日本学術振興会 公募要領	日本学術振興会 科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程	日本学術振興会 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
第3種科研費	日本学術振興会 公募要領	日本学術振興会 科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程	日本学術振興会 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等

5 公募する研究種目

今回、文部科学省が公募する研究種目は次のとおりです。

第1種科研費（新学術領域研究）

6 応募から交付までのスケジュール

(1) 新学術領域研究（研究領域提案型）

平成20年	2月27日	公募
	4月18日	研究者情報登録等締切日
	5月16日	応募書類提出期限
	6月～10月	審査
	11月上旬	交付内定
	11月下旬	交付申請
	12月中旬	交付決定
	12月下旬	補助金の送金

(2) 新学術領域研究（研究課題提案型）

平成20年	2月27日	公募
	4月18日	研究者情報登録等締切日
	5月16日	応募書類提出期限
	6月～10月	審査
	11月上旬	交付内定
	11月下旬	交付申請
	12月中旬	交付決定
	12月下旬	補助金の送金

II 公募の内容

1 研究種目に共通するルール

(1) 応募資格

① 応募資格

応募資格は、次のア)～エ)のすべての要件を満たすことです。また、応募時点においてこれら4つの要件をすべて満たしていることが所属する研究機関（注1）において確認されており、研究者名簿に登録されていることが必要です。

<研究者に係る要件>

ア) 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。）

イ) 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助は除く。）

<研究機関に係る要件>

ウ) 補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること

エ) 補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

注1. 科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

② 応募する研究者（研究代表者）

科研費への応募は、応募資格を有する者が研究代表者（6頁「(3)研究組織」①参照）となって行うものとします。

③ 複数の研究機関に所属する研究者

複数の研究機関において応募資格を有する場合には、いずれの研究機関から応募しても構いません。なお、その際には重複応募の取り扱い（8頁参照）に注意してください。

④ 科学研究費補助金研究者名簿への登録

今回募集する研究計画に応募しようとする研究代表者、研究分担者及び連携研究者（6頁「(3)研究組織」参照）は、応募書類の提出期限時に応募資格を有する者であって、かつ科学研究費補助金研究者名簿（以下、「研究者名簿」という。）に登録されている者でなければなりません。

また、既に研究者名簿に登録されている者であっても、「所属」、「職」等に修正すべき事項がある場合には、研究者名簿に正しい情報を登録する必要があります。

なお、研究者名簿は、府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。詳細については、<http://www.e-Rad.go.jp/>を参照。）が本年1月から運用を開始したことに伴い、その登録方法等が大幅に変更されました。e-Radに登録されている研究者情報の中から、「科学研究費補助金の応募資格有り」と登録されている研究者情報を文部科学省研究振興局学術研究助成課が取り込み、作成することになりますので、科学研究費補助金に応募しようとする研究者が所属する研究機関（以下、「所属する研究機関」という。）は、平成20年2月27日付け19振学助第43号「科学研究費補助金研究者名簿について（通知）」に基づき、**平成20年4月18日（金）**までに研究者情報の登録及び確認等、所定の手続きをe-Radにより下記の点に留意して必ず行ってください。

- ・所属する研究機関による e-R a d への所定の手続きが期日までに行われていない場合、応募することが出来ませんので、十分注意してください。
- ・e-R a d の利用には、事前の手続きが必要となります。所属する研究機関は、e-R a d 運用担当宛に所属研究機関登録申請を行い、電子証明書及びログイン I D ・パスワードを取得の後、e-R a d を利用してください。
- ・平成19年10月19日までに研究者名簿に登録されている研究者は、e-R a d の研究者情報に「科学研究費補助金の応募資格有り」として登録されていますので、所属する研究機関は、正しい情報が登録されているか、必ず e-R a d により確認し、必要に応じ更新等を行ってください。
- ・平成20年4月18日（研究者情報登録等締切日）から5月16日（応募書類提出締切日）までに応募資格を有する予定の者や、異動する予定の者についても、4月18日までに所定の手続きを e-R a d により行ってください。

(2) 補助金の適正な使用等

① 補助金の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件）にしたがい、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、補助金の不正な使用等を行わないことを確認します。

また、科研費の適正な使用に資する観点から、補助金の管理は、研究者が所属する研究機関がこれを行うこととされており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）が定められています。採択後にこれらのルールが適用されることを十分ご理解の上、応募してください。

なお、各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に基づく体制整備を求めていることとして、応募書類の提出と合わせて報告書の提出を求めています。この報告書の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません（平成19年度において、既に同報告書を提出している場合には、改めて提出する必要はありません。）。また、提出があった場合であっても、平成19年5月31日付け文科科学省科学技術・学術政策局長通知で示された「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、科学研究費補助金を交付しないことがあります。

② 応募資格の停止（交付対象からの除外）

応募資格を有する研究者であっても、科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用。以下同じ。）を行った研究者等については、ア)からウ)のとおり、一定期間、補助金を交付しないこととしています。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）で不正な使用、不正な受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、ア)からウ)に該当する者として取り扱います。

なお、これらに該当する研究者については、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限する場合があります。

ア) 不正な使用又は不正行為を行った研究者の場合

- ・他の用途への使用を行っていなかった場合には、補助金を返還した年度の翌年度及び翌々年度
- ・他の用途への使用を行っていた場合には、補助金を返還した年度の翌年度から程度に応じて2～5年
- ・不正な使用を行った研究者と共同して研究を行っていた研究代表者及び研究分担者の場合（平成16年度以降交付の科研費に適用）、不正な使用を行った研究者が他の用途への使用を行っていたか否かにかかわらず、補助金を返還した年度の翌年度（新規の研究課題のみ対象）
- ・不正行為があったと認定された場合（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）、当該不正行為があったと認定された年度の翌年度から程度に応じて1～10年

なお、不正行為があったと認定された研究課題については、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、補助金の全部又は一部の返還が求められます。

イ) 7)における他の用途への使用を共謀した研究者の場合

- ・補助金を返還した年度の翌年度から、他の用途への使用を行った研究者と同一の期間

ロ) 不正に科研費を受給した研究者の場合（共謀した者を含む。）

- ・補助金を返還した年度の翌年度から5年間

③ 関係法令等に違反した場合の取扱

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、補助金の交付をしないことや、補助金の交付を取り消すことがあります。

(3) 研究組織

研究代表者及び研究分担者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）に規定された補助事業者にあたり、不正な使用等を行った場合は応募資格の停止（交付対象からの除外）の対象となります（5頁参照）。

① 研究代表者

ア) 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関してすべての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。

イ) 研究代表者は、研究計画の性格上、必要があれば研究分担者（②参照）、連携研究者（③参照）及び研究協力者（④参照）とともに研究組織を構成することができます。

ロ) 研究代表者は、研究組織を構成する場合には、研究分担者との関係を明らかにするため、当該研究分担者が異なる研究機関に所属する者の場合にあつては「研究分担者承諾書（他機関用）」を、同じ研究機関に所属する者の場合にあつては「研究分担者承諾書（同一機関用）」を必ず徴し、保管しておかなければなりません。

② 研究分担者

ア) 研究分担者は、補助事業者であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、補助事業としての研究遂行責任を分担して研究活動を行う者で、応募資格を有し、分担金の配分を受ける者でなければなりません。ただし、研究分担者のうち研究代表者と同一の研究機関に属する者については、分担金を配分せずに管理しても構いません。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究分担者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は、研究分担者となることを避けてください。

イ) 研究遂行上の研究分担者と、科研費の事業遂行上の研究分担者の定義は、必ずしも一致しません。

すなわち、研究遂行上の研究分担者は、明確な定義はありませんが、一般には、研究代表者と共同して論文執筆等の研究活動を行うという趣旨での「共同研究者」の意味で用いられることがあります。一方、科研費の研究分担者は、科研費が支援する補助事業において、主たる補助事業者としての研究代表者と協力しつつ、従たる補助事業者として事業遂行責任を担い、当該研究を主体的に行うものであり、補助金制度上の定義に基づきます。

③ 連携研究者

ア) 連携研究者は、研究代表者及び研究分担者の責任の下、研究組織の一員として研究計画に参画する者で、応募資格を有する者でなければなりません。

イ) 連携研究者は、補助事業者ではないため、主体的に補助金を使用することや、分担金を受けること、また研究代表者と交替して研究代表者になることはできません。

④ 研究協力者

研究協力者は、研究代表者、研究分担者及び連携研究者以外のもので、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者で、必ずしも応募資格を有する必要はありません。

(例：日本学術振興会の特別研究員、外国の研究機関に所属する研究者（海外共同研究者）、応募資格を有しない企業の研究者 等)

(4) 経費

① 対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費を対象とします。

注. 研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」、又は「謝金等」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

② 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

ア) 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）

イ) 研究機関で通常備えが必要な備品を購入するための経費

ウ) 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ) その他、間接経費（注）を使用することが適切な経費

注. 研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30%に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。

「新学術領域研究」には間接経費が措置されますが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

③ 研究分担者に配分する分担金

研究代表者は、異なる研究機関に所属する者を研究分担者とする場合には、分担金を配分しなければなりません。ただし、研究分担者のうち研究代表者と同一の研究機関に属する者については、分担金を配分せずに管理しても構いません。

④ 補助金の使用に当たっての留意点

応募に当たっては、研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、当該研究期間における各年度の補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して科研費を使用することはできません。

なお、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、文部科学大臣を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

(5) 公募の対象とならない研究計画

次の研究計画は公募の対象としていません。

① 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画

② 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画

③ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）

④ 業として行う受託研究

⑤ 研究期間のいずれかの年度における研究経費の額が10万円未満の研究計画

(6) 重複応募の制限

- ① 重複応募の制限のルールには、次の3つがあります。
 - ア) 双方の応募研究課題とも審査に付されない。
 - イ) ルールで定められた一方の応募研究課題が審査に付されない。
 - ウ) 双方の応募研究課題とも審査に付されるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施する。
※ ウ)の場合で、交付内定の時期が異なる場合、後で採択になった研究課題を選択するときは、先に実施している研究課題を廃止しなければなりません。(直ちに研究費の使用を中止し、残額を返還しなければなりません。)
- ② 複数の研究機関において応募資格を有する研究者が、複数の研究機関からそれぞれ同時に応募する場合であっても、重複応募の制限は、当該研究者(研究代表者又は研究分担者)に着目して適用されます。
- ③ 「特別推進研究」、「特定領域研究」、「特別研究促進費」及び「新学術領域研究」の応募資格を有する者は、「奨励研究」(注)に応募することはできません。

注. 「奨励研究」とは、教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が一人で行う研究を対象としています。(公募は、例年、補助金を交付する年度の前年度の11月頃に日本学術振興会が行います。)

- ④ 日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」は、今回公募する研究種目には応募してはなりません。

ただし、「特別研究員」及び「外国人特別研究員」が、平成20年4月2日から応募書類の提出期間までの間に、本研究種目の応募資格を有した場合(「特別研究員」及び「外国人特別研究員」の資格は喪失)には、本研究種目への応募は可能ですが、本研究種目が採択された場合には、交付内定通知受領後直ちに、既に交付を受けている特別研究員奨励費の使用を中止し、返還の手続きを行わなければなりません。
- ⑤ 各研究種目の重複応募の制限は、「2 研究種目のルール」の該当頁を参照してください。
 - ・「新学術領域研究(研究領域提案型)」: 11頁、14頁
 - ・「新学術領域研究(研究課題提案型)」: 15頁、17頁
- ⑥ 多数の研究計画に参画することにより、研究代表者又は研究分担者としての責任が果たせなくなることがないようにしてください。
- ⑦ 「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を活用し、競争的資金の不合理な重複又は過度の集中を避けるために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。)間で共有することになります。また、不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、補助金を交付しないことがあります。

(7) 応募書類の作成及び応募方法等

電子申請システムを利用した応募

応募に当たっては、日本学術振興会電子申請システム(以下、「電子申請システム」という。)を利用して応募書類を作成する必要があります。ついては、「2 研究種目のルール」(10～35頁)に定める「応募方法」及び「Ⅲ 電子申請システムを利用した応募の手続」(36～42頁)に定める手続を参照し、必要な手続きを行ってください。

(8) 応募に関する相談

「新学術領域研究」の応募に関しては、文部科学省の学術調査官（注）（プログラム・オフィサー）に相談をすることができますので、希望者は、文部科学省研究振興局学術研究助成課にお問い合わせください（48頁「問い合わせ先」参照）。

注．学術に関する事項について調査、指導及び助言に当たる大学等の研究者（文部科学省組織規則第53条、第62条）。科学研究費補助金の審査・評価に当たる審査会の議事運営、応募者からの相談への対応、審査結果に係る補足情報の提供等を行う。

(9) 個人情報の取扱等

応募書類に含まれる個人情報は、競争的資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費補助金の業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」及び内閣府の「政府研究開発データベース」に提供する予定です。

なお、採択された研究課題については、報道発表資料及び国立情報学研究所のデータベース等により研究課題名、研究代表者氏名、交付予定額等を公開します。

また、採択された研究課題の研究代表者の所属・氏名等の情報は、日本学術振興会審査委員候補者データベースに必要に応じて登録し、このデータベースの更新依頼は、毎年、研究代表者が所属する研究機関を通じて行います。

(10) 審査の方法・着目点等

「評価ルール」（「科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱」（平成20年1月29日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定））を参照してください。

「評価ルール」は、文部科学省のホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm)でご覧いただけます。